

令和 6 年 12 月 11 日
消 防 庁

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）に対する意見公募

消防庁は、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）について、令和 6 年 12 月 12 日（木）から令和 7 年 1 月 15 日（水）までの間、意見を公募します。

1 改正内容

以下の事項について措置を行うため、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）、を改正するものです。概要については、別紙 2 を御覧ください。

- （1）リチウムイオン蓄電池の取扱い等に係る規制の見直し
- （2）製造所及び屋外タンク貯蔵所の基準に関する見直し
- （3）航空機に給油する場合の危険物の取扱いの技術上の基準の見直し
- （4）指定講習機関が実施する危険物の取扱作業の保安に関する講習の手数料の見直し
- （5）その他、所要の規定の整備

2 意見公募対象及び意見公募要領

- 意見公募対象（別紙 3 参照）
 - ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）
- 意見公募要領の詳細については、別紙 1 を御覧ください。

3 意見公募の期限

令和 7 年 1 月 15 日（水）（必着）（郵送についても、締切日に必着とします。）

4 規制の事前評価

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）については、意見募集に先立ち、総務省において規制の事前評価を実施しております（別紙 4 及び別紙 5 参照）。

5 今後の予定

意見公募の結果を踏まえ、当該政令を公布する予定です。



（事務連絡先）

消防庁予防課危険物保安室 石野補佐、高橋

TEL 03-5253-7524（直通）

E-mail: fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

意見公募要領

1 意見公募対象

・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

以下の事項について措置を行うため、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）を改正するものです。

- （1）リチウムイオン蓄電池の取扱い等に係る規制の見直し
- （2）製造所及び屋外タンク貯蔵所の基準に関する見直し
- （3）航空機に給油する場合の危険物の取扱いの技術上の基準の見直し
- （4）指定講習機関が実施する危険物の取扱作業の保安に関する講習の手数料の見直し
- （5）その他、所要の規定の整備

3 資料入手方法

準備が整い次第 e-Gov (<https://www.e-Gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（1）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）により提出してください。

（2）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

総務省消防庁予防課危険物保安室 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくをお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁予防課危険物保安室 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD - R、CD - RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7534

総務省消防庁予防課危険物保安室 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和6年12月12日（木）から令和7年1月15日（水）まで（必着）

※郵送についても、締切日に必着とします。

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。

い。

- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁予防課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省消防庁予防課危険物保安室

担 当：石野、高橋

電 話：03-5253-7524

F A X：03-5253-7534

電子メールアドレス：fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。
メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@（半角に修正してください）に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省消防庁

予防課危険物保安室 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(案)」等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）について

令和6年12月
消防庁危険物保安室

「リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討会」及び「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」の結論を踏まえ、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「令」という。）を改正する。

1. 改正内容**(1) リチウムイオン蓄電池の取扱い等に係る規制の見直し****① 一般取扱所の位置、構造及び設備の基準に係る特例規定の整備【令第19条関係】**

危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所に係る位置、構造及び設備の技術上の基準について、総務省令で特例を定めることができるようにする。

② 消火設備の基準に係る特例規定の整備【令第20条関係】

危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所及び危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所に設置しなければならない消火設備の技術上の基準について、総務省令で特例を定めることができるようにする。

③ 危険物の運搬における積載方法の特例規定の整備【令第29条関係】

リチウムイオン蓄電池に用いられる電解液のように、危険物が運搬の際に漏れ、あふれ、又は飛散するおそれが少なく、かつ、防火上支障がないものとして総務省令で定める場合は、運搬容器に収納せずに積載することができるようにする。

(2) 製造所及び屋外タンク貯蔵所の基準に関する見直し【令第9条及び第11条関係】

屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備において、以下2点の改正を行う。

① 危険物の流出防止措置を講ずることを前提として、総務省令で定める場合は、適当な傾斜及び貯留設備を設けなくてもよいこととする。

② 第4類の危険物を取り扱う設備において、総務省令で定める場合は、貯留設備に油分離装置を設けなくてもよいこととする。

(3) 航空機に給油する場合の危険物の取扱いの技術上の基準の見直し【令第27条関係】

令第27条第6項第1号口の規定により、航空機、船舶、鉄道又は軌道によって運行する車両に給油する際は、当該航空機等の原動機（エンジン）を停止する必要があるところ、航空機に給油する給油取扱所のうち総務省令で定めるものについては、給油の際に原動機を停止しなくてもよいこととする。

(4) 指定講習機関が実施する危険物の取扱作業の保安に関する講習の手数料の見直し【令第40条関係】

令和5年度の地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の改正によって都道府県知事が実施する危険物取扱者の保安に関する講習の標準の手数料が引き上げられたことに伴い、消防法（昭和23年法律第186号）第16条の4第2項に規定する指定講習機関が実施する同講習の手数料も同額とすることとする。

(5) その他、所要の規定の整備

2. 施行期日

公布の日の翌日から施行する。

3. 経過措置

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

政令第 号

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十条第三項及び第四項、第十六条、第十六条の四第二項並びに第三十六条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号ホ中「こえ」を「超え」に改め、同号へ中「こえる」を「超える」に改め、同項第十二号中「かつ」及び「あつては」の下に「、総務省令で定める場合を除き」を加え、同項第十三号中「もれ」を「漏れ」に改め、同項第十四号中「取扱」を「取扱い」に改め、同項第十八号中「あたつて」を「当たつて」に改める。

第十一条第一項第七号中「さびどめ」を「さび止め」に改め、同項第十号ハ中「ふた」を「蓋」に改め、同項第十号のニル中「かつ」及び「あつては」の下に「、総務省令で定める場合を除き」を加える。

第十九条第二項第一号から第二号まで、第四号及び第五号中「専ら」を削り、「行う」を「専ら行う」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二 危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所

第二十条第三項を次のように改める。

3 次に掲げる製造所等については、総務省令で、前二項に掲げる基準の特例を定めることができる。

一 蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所

二 前条第二項第五号の二に掲げる一般取扱所のうち総務省令で定めるもの

三 前条第二項第九号に掲げる一般取扱所のうち総務省令で定めるもの

第二十七条第二項から第五項までの規定中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第六項第一号の二中「規定」の下に「（同項第一号に掲げる給油取扱所のうち総務省令で定めるものにあつては、前号（イからハまで及びチを除く。）の規定）」を加える。

第二十九条第一号ただし書を次のように改める。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 塊状の硫黄等を運搬するため積載する場合

ロ 危険物が漏れ、あふれ、又は飛散するおそれが少なく、かつ、防火上支障がないものとして、総務省令で定める場合

ハ 危険物を一の製造所等から当該製造所等の存する敷地と同一の敷地内に存する他の製造所等へ運搬するため積載する場合

第四十条第二項中「四千七百円」を「五千三百円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

危険物の規制の合理化を図るため、危険物を用いた蓄電池に係る一般取扱所等の位置、構造及び設備の技術上の基準について特例を定めることができるようにするとともに、危険物の運搬における積載方法の技術上の基準を改正する等の必要があるからである。

○ 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（製造所の基準）</p> <p>第九条 法第十条第四項の製造所の位置、構造及び設備（消火設備、警報設備及び避難設備を除く。以下この章の第一節から第三節までにおいて同じ。）の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>イ、ニ（略）</p> <p>ホ 使用電圧が七千ボルトを超え三万五千ボルト以下の特別高圧架空電線 水平距離三メートル以上</p> <p>ヘ 使用電圧が三万五千ボルトを超える特別高圧架空電線 水平距離五メートル以上</p> <p>二、十一（略）</p> <p>十二 屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備には、その直下の地盤面の周囲に高さ〇・一五メートル以上の囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる総務省令で定める措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、総務省令で定める場合を除き、<u>適当な傾斜及び貯留設備を設けること。</u>この場合において、<u>第四類の危険物（水に溶けないものに限る。）</u>を取り扱う設備にあつては、<u>総務省令で定める場合を除き、当該危険物が直接排水溝に流入しないようにするため、貯留設備に油分離装置を設けなければならない。</u></p> <p>十三 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること</p>	<p>（製造所の基準）</p> <p>第九条 法第十条第四項の製造所の位置、構造及び設備（消火設備、警報設備及び避難設備を除く。以下この章の第一節から第三節までにおいて同じ。）の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>イ、ニ（略）</p> <p>ホ 使用電圧が七千ボルトをこえ三万五千ボルト以下の特別高圧架空電線 水平距離三メートル以上</p> <p>ヘ 使用電圧が三万五千ボルトをこえる特別高圧架空電線 水平距離五メートル以上</p> <p>二、十一（略）</p> <p>十二 屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備には、その直下の地盤面の周囲に高さ〇・一五メートル以上の囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる総務省令で定める措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、<u>適当な傾斜及び貯留設備を設けること。</u>この場合において、<u>第四類の危険物（水に溶けないものに限る。）</u>を取り扱う設備にあつては、<u>当該危険物が直接排水溝に流入しないようにするため、貯留設備に油分離装置を設けなければならない。</u></p> <p>十三 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること</p>

。ただし、当該設備に危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。

十四 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴って温度の変化が起る設備には、温度測定装置を設けること。

十五～十七 (略)

十八 危険物を取り扱うに当たつて静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

十九～二十二 (略)

2・3 (略)

(屋外タンク貯蔵所の基準)

第十一条 屋外タンク貯蔵所(次項に定めるものを除く。)の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一～六 (略)

七 屋外貯蔵タンクの外面には、さび止めのための塗装をすること。

七の二～九 (略)

十 (略)

イ・ロ (略)

ハ 注入口には、弁又は蓋を設けること。

ニ・ホ (略)

十の二 屋外貯蔵タンクのポンプ設備(ポンプ及びこれに附属する電動機をいい、当該ポンプ及び電動機のための建築物その他の工作物を設ける場合には、当該工作物を含む。以下同じ。)は、次によること。

イ～ヌ (略)

ル ポンプ室以外の場所に設けるポンプ設備には、その直下

。ただし、当該設備に危険物のもれ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。

十四 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴って温度の変化が起る設備には、温度測定装置を設けること。

十五～十七 (略)

十八 危険物を取り扱うにあつて静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

十九～二十二 (略)

2・3 (略)

(屋外タンク貯蔵所の基準)

第十一条 屋外タンク貯蔵所(次項に定めるものを除く。)の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一～六 (略)

七 屋外貯蔵タンクの外面には、さびどめのための塗装をすること。

七の二～九 (略)

十 (略)

イ・ロ (略)

ハ 注入口には、弁又はふたを設けること。

ニ・ホ (略)

十の二 屋外貯蔵タンクのポンプ設備(ポンプ及びこれに附属する電動機をいい、当該ポンプ及び電動機のための建築物その他の工作物を設ける場合には、当該工作物を含む。以下同じ。)は、次によること。

イ～ヌ (略)

ル ポンプ室以外の場所に設けるポンプ設備には、その直下

の地盤面の周囲に高さ〇・一五メートル以上の囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる総務省令で定める措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、総務省令で定める場合を除き、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。この場合において、第四類の危険物（水に溶けないものに限る。）を取り扱うポンプ設備にあつては、総務省令で定める場合を除き、当該危険物が直接排水溝に流入しないようにするため、貯留設備に油分離装置を設けなければならない。

ヲ (略)

十一、十七 (略)

2、7 (略)

(一般取扱所の基準)

第十九条 第九条第一項の規定は、一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準について準用する。

2 次に掲げる一般取扱所のうち総務省令で定めるものについては、総務省令で、前項に掲げる基準の特例を定めることができる。

一 吹付塗装作業を専ら行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所

一の二 洗浄の作業を専ら行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所

二 焼入れ作業を専ら行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所

三 (略)

四 車両に固定されたタンクに危険物を注入する作業を専ら行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所

五 容器に危険物を詰め替える作業を専ら行う一般取扱所

の地盤面の周囲に高さ〇・一五メートル以上の囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる総務省令で定める措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、総務省令で定める場合を除き、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。この場合において、第四類の危険物（水に溶けないものに限る。）を取り扱うポンプ設備にあつては、総務省令で定める場合を除き、当該危険物が直接排水溝に流入しないようにするため、貯留設備に油分離装置を設けなければならない。

ヲ (略)

十一、十七 (略)

2、7 (略)

(一般取扱所の基準)

第十九条 第九条第一項の規定は、一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準について準用する。

2 次に掲げる一般取扱所のうち総務省令で定めるものについては、総務省令で、前項に掲げる基準の特例を定めることができる。

一 専ら吹付塗装作業を行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所

一の二 専ら洗浄の作業を行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所

二 専ら焼入れ作業を行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所

三 (略)

四 専ら車両に固定されたタンクに危険物を注入する作業を行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所

五 専ら容器に危険物を詰め替える作業を行う一般取扱所

五の二 危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所

六〇九 (略)
三・四 (略)

(消火設備の基準)

第二十条 消火設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

2 (略)

3 次に掲げる製造所等については、総務省令で、前二項に掲げる基準の特例を定めることができる。

一 蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所

二 前条第二項第五号の二に掲げる一般取扱所のうち総務省令で定めるもの

三 前条第二項第九号に掲げる一般取扱所のうち総務省令で定めるもの

(取扱いの基準)

第二十七条 法第十条第三項の危険物の取扱いの技術上の基準は、第二十四条及び第二十五条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

2 危険物の取扱いのうち製造の技術上の基準は、次のとおりとする。

一〇四 (略)

3 危険物の取扱いのうち詰替の技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(新設)

六〇九 (略)
三・四 (略)

(消火設備の基準)

第二十条 消火設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

2 (略)

3 蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所については、総務省令で、前二項に掲げる基準の特例を定めることができる。

一 蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所

二 前条第二項第五号の二に掲げる一般取扱所のうち総務省令で定めるもの

三 前条第二項第九号に掲げる一般取扱所のうち総務省令で定めるもの

(取扱いの基準)

第二十七条 法第十条第三項の危険物の取扱いの技術上の基準は、第二十四条及び第二十五条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

2 危険物の取扱いのうち製造の技術上の基準は、次のとおりとする。

一〇四 (略)

3 危険物の取扱いのうち詰替の技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

4 危険物の取扱いのうち消費の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 四 (略)

5 危険物の取扱いのうち廃棄の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 三 (略)

6 第二項から前項までに定めるもののほか、危険物の取扱いの技術上の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

一の二 第十七条第三項第一号から第三号までに掲げる給油取扱所における取扱いの基準は、前号(イ、ハ及びチを除く。

一)の規定(同項第一号に掲げる給油取扱所のうち総務省令で定めるものにあつては、前号(イからハまで及びチを除く。

一)の規定)の例によるほか、総務省令で定めるところによること。

一の三 五 (略)

7 (略)

(積載方法)

第二十九条 法第十六条の規定による積載方法の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 危険物は、前条の運搬容器に総務省令で定めるところにより収納して積載すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 塊状の硫黄等を運搬するため積載する場合

ロ 危険物が漏れ、あふれ、又は飛散するおそれが少なく、かつ、防火上支障がないものとして、総務省令で定める場合

4 危険物の取扱のうち消費の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 四 (略)

5 危険物の取扱のうち廃棄の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 三 (略)

6 第二項から前項までに定めるもののほか、危険物の取扱いの技術上の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

一の二 第十七条第三項第一号から第三号までに掲げる給油取扱所における取扱いの基準は、前号(イ、ハ及びチを除く。

一)の規定(同項第一号に掲げる給油取扱所のうち総務省令で定めるものにあつては、前号(イからハまで及びチを除く。

一)の規定)の例によるほか、総務省令で定めるところによること。

一の三 五 (略)

7 (略)

(積載方法)

第二十九条 法第十六条の規定による積載方法の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 危険物は、前条の運搬容器に総務省令で定めるところにより収納して積載すること。ただし、塊状の硫黄等を運搬するため積載する場合又は危険物を一の製造所等から当該製造所等の存する敷地と同一の敷地内に存する他の製造所等へ運搬するため積載する場合は、この限りでない。

ハ 危険物を一の製造所等から当該製造所等の存する敷地と同一の敷地内に存する他の製造所等へ運搬するため積載する場合

二〇七 (略)

(手数料)

第四十条 (略)

2 法第十六条の四第二項の規定により納付すべき手数料の額は、五千三百円とする。

二〇七 (略)

(手数料)

第四十条 (略)

2 法第十六条の四第二項の規定により納付すべき手数料の額は、四千七百円とする。

規制の事前評価書

法令案の名称：危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令案、
危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令案

規制の名称：リチウムイオン蓄電池の取扱い等に係る規制の見直し

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：総務省消防庁予防課危険物保安室

評価実施時期：令和6年10月

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

＜法令案の要旨＞

○ リチウムイオン蓄電池の電解液は消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）で定める危険物であるため、当該蓄電池を取り扱う場合は、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「令」という。）で定める技術上の基準を満たす取扱所で取り扱う必要がある。電気自動車の普及が進み、リチウムイオン蓄電池の需要が高まる中、当該基準を合理化する要望があることを踏まえ、規制の見直しを行う必要がある。具体的には、以下の①～③の改正を行う。

① 一般取扱所の位置、構造及び設備の基準に係る特例規定の整備【令第19条関係】

危険物を用いた蓄電池の製造又は充放電の作業を専ら行う一般取扱所（定義については令3条参照）に関する規制を合理化するため、位置、構造及び設備の技術上の基準について、総務省令で特例を定めることができるようにする。

② 消火設備の基準に係る特例規定の整備【令第20条関係】

危険物を用いた蓄電池の製造又は充放電の作業を専ら行う一般取扱所及び危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所に設置しなければならない消火設備の基準について、総務省令で特例を定めることができるようにする。

③ 危険物の運搬における積載方法の特例規定の整備【令第29条関係】

リチウムイオン蓄電池に用いられる電解液のように、運搬容器に収納しなくても運搬の際に漏れ、あふれ、又は飛散するおそれの少ない危険物について、運搬容器に収納せずに積載することができるようにする。

＜規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因＞

○ リチウムイオン蓄電池は、鉛蓄電池等の他の蓄電池に比べ大きな電力をもち、携帯電話、ノートパソコン、電気自動車等に用いられている。リチウムイオン蓄電池の電解液は法で定める危険物（主に第4類の引火性液体の第2石油類が用いられている）であるため、リチウムイオン蓄電池を貯蔵する場合は、他の危険物と同様、法上の危険物規制の対象となる。

○ 電気自動車の製造工場等におけるリチウムイオン蓄電池の製造又は充放電の作業は、危険物の取扱いに該当し、一定量以上のリチウムイオン蓄電池を取り扱う工場等は一般取扱所としての位置、構造及び設備の技術上の基準（建築物の周囲の空地の保有、建築物の壁、屋根、窓、出入口、床の構造に係る規制等）に適合する必要がある。

このため、従来ガソリン車を製造していた工場等（非危険物施設）が既存施設の一部を電気自動車の組立て工場等として使用するには、工場等の全体を一般取扱所の技術上の基準に適合させるために大規模な改修工事を行う必要があり、膨大な金銭コストと時間コストがかかるという業界団体からの指摘があった。

- 規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、「消防庁は、電気自動車分野で国際競争力が激化する中、欧米での事業環境とイコールフットイングとなることを目指し、国際規格を満たすなど一定の安全性を有する車載用リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制の体系・適用の在り方について、海外の状況等との比較も含めて課題を洗い出し、安全の確保を前提に、その後速やかに結論を得る。」とされた。また、「一般取扱所におけるリチウムイオン蓄電池の消火設備について、スプリンクラーを消火設備とすることを可能とするため必要な措置を講ずる。」とされた。
- 消防庁では、規制の見直しを行うため、令和6年3月に「リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討会」を開催し、
 - ・一定の安全措置が講じられた一般取扱所においては、リチウムイオン蓄電池に特化した位置、構造及び設備の技術上の基準とすることができる
 - ・一定の安全対策を講じた場合には、リチウムイオン蓄電池を容器に収納して運搬する必要はない
 - ・一定の出火防止対策が講じられた一般取扱所においては、泡消火設備等に代えて所要の性能を有するスプリンクラー設備を設けることができる旨の報告書（以下「報告書」という。）を取りまとめた。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- ① 一般取扱所の位置、構造及び設備の基準に係る特例規定の整備については、危険物を用いた蓄電池の製造又は充放電の作業を専ら行う一般取扱所の基準について、令において総務省令で特例を定めることができるようにした上で、総務省令において、
 - ・延焼拡大時における被害が最小限になるような措置（住宅や学校等の施設との間に十分な距離を確保する等）を講ずること
 - ・蓄電池は電気用品の安全性に関する技術基準等に適合するものとする
 - ・蓄電池の充電率に応じて延焼拡大防止措置等を講ずることとした場合は、一般取扱所に求められている以下の位置、構造及び設備の基準を適用しないこととする。
 - ・指定数量の倍数が10を超える場合は5mの保安空地を設ける。
 - ・柱、床、はり及び階段は、不燃材料で作る。
 - ・屋根は放爆構造とする。
 - ・窓及び出入り口に防火戸（網入りガラス）を設ける。
 - ・床は危険物が浸透しない構造とし貯蔵設備を設ける。
 - ・可燃性蒸気を排出する設備を設ける。
 - ・屋外の液状の危険物を取り扱う設備には、直下の地盤面の周囲に囲いを設け、かつ、適当な傾斜及び貯留設備を設ける。（第4類の危険物を扱う場合は、油分離装置を設ける。）
 - ・電気設備は防爆性能を有するものとする。
 - ・避雷設備を設ける（指定数量の倍数が10以上の場合）。
- ② 消火設備の基準に係る特例規定の整備については、危険物を用いた蓄電池の製造又は充放電の作業を専ら行う一般取扱所及び危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所に設置しなければならない消火設備の基準について、令において総務省令で特例を定めることができるようにした上で、総務省令において、第2種の消火設備であるスプリンクラー設備（放水密度は12mm毎分以上であること、散水面積は230㎡以上であること、放水時間60分以上といった基準をみたすもの）の設置を認める。

③ 危険物の運搬における積載方法の特例規定の整備については、リチウムイオン蓄電池に用いられる電解液のように、運搬容器に収納しなくても運搬の際に漏れ、あふれ、又は飛散するおそれが少なく、かつ、防火上支障のないものとして総務省令で定める場合について、運搬の際に容器に収納せずに積載できることとする。具体的には、総務省令において、以下の場合を定める。

- ・ リチウムイオン蓄電池を水が浸透する素材（段ボールなど）で包装し、又は梱包する場合
- ・ リチウムイオン蓄電池をキュービクル式の蓄電池設備で運搬する場合
- ・ リチウムイオン蓄電池を一定の耐火性能を有し、かつ、運搬時等の衝撃に対して十分な強度を有する箱に入れて運搬する場合
- ・ 試験、研究のために用いられる指定数量未満の危険物を用いるリチウムイオン蓄電池を安全に運搬する場合

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

※緩和・廃止のみのため記載せず

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- ・ リチウムイオン蓄電池に対する規制にリチウムイオン蓄電池に適した特例を適用することにより、従来ガソリン車を製造していた工場等（非危険物施設）の既存施設の一部を電気自動車の組立て工場等として利用する際に大規模な改修工事が不要になり、電気自動車分野における国際競争力の向上に寄与する。危険物を用いたリチウムイオン蓄電池の製造又は充放電の作業を行う一般取扱所数は現段階では統計資料はないが、令第19条第2項の規定に基づき基準の特例を定めている施設数は例年把握している。本改正により危険物を用いたリチウムイオン蓄電池の製造又は充放電の作業を行う施設数の項目も新設されるため、今後その件数も追って効果を把握していく。

4 負担の把握

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

「一定の安全措置等が講じられた場合」に認められる緩和であるため、「規制緩和・廃止により顕在化する負担」は発生せず、顕在化する負担はないものと考えられる。

<行政費用>

今般の改正により新たに建設される危険物を用いた蓄電池の製造又は充放電の作業を行う一般取扱所での火災件数は、既存の制度である消防本部からの火災報告により確認及び検証することが可能であるため、新たなモニタリングの必要性は生じない。

今回の改正は、事業者からの要望に基づくものであり、かつ、リチウムイオン蓄電池の取扱いを行う事業者にししか関係しないことから、一般社団法人電池工業会等を通じて制度の周知・啓発を行えば十分であり、一般向けの周知用ポスターやパンフレット等を作成する予定はない。

<その他の負担>

特に無し

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている
- その他

(具体の理由：)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 一定の安全措置が講じられた一般取扱所においては、リチウムイオン蓄電池に特化した位置、構造及び設備の技術上の基準とすることができる。
- ・ 一定の安全対策を講じた場合は、リチウムイオン蓄電池を容器に収納して運搬する必要はない。
- ・ 一定の出火防止対策が講じられた一般取扱所においては、泡消火設備等に代えて所要の性能を有するスプリンクラー設備を設けることができる。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討会（令和5年6月27日、令和5年12月20日、令和6年3月11日）

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-137.html

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

- ・ 本改正の施行状況を踏まえ、施行後5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

規制の事前評価書

法令案の名称：危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令案、
危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令案

規制の名称：製造所及び屋外タンク貯蔵所の基準に関する見直し

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：総務省消防庁予防課危険物保安室

評価実施時期：令和6年10月

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

＜法令案の要旨＞

○ 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「令」という。）第9条第1項第12号では、製造所の屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備において、液状の危険物が流出すると広範囲に流出拡大する危険性が大きいため、これを防止するための措置として、周囲に囲いを設け、又は総務省令で定める危険物の流出防止のための措置を講じるとともに、当該地盤面は、危険物が浸透しない素材で覆い、かつ、適当な傾斜及び貯留設備を設けることとしている。さらに、第4類の危険物（ガソリン、灯油等）を取り扱う場合には、貯留設備に油分離装置を設けることとしている。

このうち、地盤面の傾斜は流出した危険物が確実に貯留設備に流れ込むようにするための措置であり、油分離装置の設置は貯留設備にたまった危険物が直接排水溝に流入しないようにするための措置である。

○ また、屋外タンク貯蔵所のポンプ設備について、ポンプ室以外の場所に設ける場合も同様に危険物が広範囲に流出拡大する危険性が大きいため、令第11条第1項第10号の2ルの規定において、製造所と同様の措置を講ずることとしている。

○ 今回の令の改正では、液状の危険物を取り扱う設備において、危険物の流出防止措置を講ずることを前提として、総務省令で定める場合は、適当な傾斜及び貯留設備並びに油分離装置を設けなくてもよいこととする。

＜規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因＞

○ 「令和5年度 危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討報告書」（令和6年3月、危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会）において、危険物を取り扱う設備の架台等に危険物の流出防止に有効な囲い等を設ける措置を、液状の危険物の流出防止に効果があるものとして認めることが適当であるとされた。

○ 当該措置自体は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和6年総務省令第57号）によって認めることとしたので、既に措置済みである。

＜必要となる規制緩和・廃止の内容＞

○ 屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備及び屋外タンク貯蔵所のポンプ設備において、危険物を取り扱う設備の架台等に危険物の流出防止に有効な囲い等を設ける措置を講じた場合は、架台等の外に危険物が流出しない構造となり、架台等の周囲にさらに貯留設備等を設ける必要がなくなることから、令第9条第1項

第 12 号及び令第 11 条第 1 項第 10 号の 2 ルの規定による「適当な傾斜及び貯留設備」及び「油分離装置」を設けないことができるようにする。

- ただし、この場合、漏れた危険物は囲い等の内部に貯留されることから、換気等により可燃性蒸気が滞留しない構造や、漏れた危険物を回収しやすい構造としている場合に限ることとする。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

※緩和・廃止のみのため記載せず

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- ・ 「適当な傾斜及び貯留設備」及び「油分離装置」を設けないことができるようになるため、設備の改修・設置にかかる費用が不要になる。
- ・ なお、危険物を取り扱う設備の架台等に危険物の流出防止に有効な囲い等を設ける措置を講じるかどうかは事業者の選択によるものであるため、本規制緩和が適用される事業者数等を事前に定量化することは困難であり、事後評価書作成までに当該事業者数を把握することも現時点では予定していない。

4 負担の把握

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

特に無し

<行政費用>

今般の改正により新たに措置を講ずる製造所・屋外タンク貯蔵所での火災件数は、既存の制度である消防本部からの火災報告により確認及び検証することが可能であるため、新たなモニタリングの必要性は生じない。

<その他の負担>

特に無し

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている
- その他

(具体の理由：)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 囲い等については、設備における危険物の取扱方法及び数量を考慮した上で、有効な高さ及び容量を有し、漏れた危険物を回収できるものとするれば、危険物の流出防止に効果がある措置として認めることが適当である。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会（令和5年6月16日、令和5年12月15日、令和6年3月7日）

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-136.html

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

- ・ 本改正の施行状況を踏まえ、施行後5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。